

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

I. 現 状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、「経済財政改革の基本方針2007」において「公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させること」とされ、このことを踏まえ本町においても技能労務職員の給与等について町民の理解と納得を得られるものとなるよう総合的な点検を実施し、適切に対応するための取組方針を策定することとしました。

(1) 平均年齢・平均給料月額及び平均給与月額

区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給料月額	平均給与月額
門川町	10 人	50.6 歳	28.9 年	355,530 円	360,380 円
調理士	10 人	50.6 歳	28.9 年	355,530 円	360,380 円

- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における基本給の平均。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 民間従業員の平均年齢・平均給与

対応する民間の類似職種	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
調理士	42.8 歳	7.2 年	206,700 円

※賃金センサス（賃金構造基本統計調査）において公表されている平成16年～18年の3年間の平均
 ※平均給与月額は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」を計上（パート・アルバイトを含む）

(3) 年齢別職員数

（平成19年度4月1日現在）

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
調理士	人	人	人	人	人	人	1人	2人	3人	2人	2人	人	10人

(4) その他の給与に関する事項

1. 給料表

「門川町の単純な労務に従事する職員の給料表」4級制（行政職俸給表（一））を適用しています。
 職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

2. 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。
なお、特殊勤務手当の適用はありません。

3. 昇給基準

毎年4月1日に前年度の勤務成績において、4号給（55歳を超える者については2号給）を標準として昇給しております。

II. 具体的な取組内容

1. 給料表について

給与表の切り替えは、職員に与える影響が多大なことから、当面、現行のとおり取扱としていきますが、県、近隣市町村の動向を注視しながら必要に応じて適宜対応をしていきます。

2. 昇給について

昇給の基準については、今後、人事評価制度等の導入を図り適切な運用に努めてまいります。

3. その他

本町では、平成5年度より技能労務職員の新規採用はなく、今後も現行のとおり退職者の欠員補充は行わない方針であります。また、公立保育所・小学校の調理業務を一部民間委託する計画もあり、今後の動向を注視しながら協議・検討を行ってまいります。